

第64回京都大学11月祭全学実行委員会

2022年6月15日（水）

【注意事項】

- 注意1 表示名は、「団体名_氏名」あるいは「企画名_氏名」としてください。
- 注意2 本会議のレジュメは、11月祭公式Webサイト(<https://nf.la>)に掲載されております。
ユーザー名およびパスワードは、事前に連絡したものをご利用ください。
- 注意3 本会議のミーティングのURLやパスワード、レジュメ掲載ページのユーザー名やパスワードなどを他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意4 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意5 発言を希望する際には、Zoomの「手を挙げる」機能を使用してください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意6 発言時には、企画名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を企画名あるいは団体名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織等を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意7 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意8 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意9 議決・承認は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用して行います。
- 注意10 議決・承認後において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に、当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては、個別に判断します。
- 注意11 本会議は、本日23:00には、閉会します。

第2回 議事録

開会時刻 20:00

閉会時刻 23:16

委員長 時間になったので開会する。諸注意読み上げ。

委員長 議事案について話し合う。意見のあるものはいるか。

事務局 「第64回全学実行委員会への提案」という名前のレジュメを参照。1.議事案について異議のある方はいるか。

委員長 提出された議事案に沿って議事を進めることについて承認を取る。
(承認)

委員長 この議事案に沿って進める。(1)「第64回11月祭の日程変更の提案」の内容訂正とお詫びに移る。

事務局 別紙1・別紙2を参照。別紙1については5/29に公開したものをそのまま掲載している。別紙2についても、前回の全学実で公開したものと内容は相違ない。前回の全学実で事務局から提案した日程変更の提案文書において、事実誤認が見つかったため訂正する。内容としては、別紙2の3番である。日程が大学によって全学実に確認を取られることなく決定とあったが、事前に大学から事務局に確認があったことが発覚した。原因は事務局の引き継ぎ不足が挙げられる。今回の事態を重く受け止めている。迷惑をかけて申し訳ない。レジュメ内の別紙1の補足を参照。

委員長 以上の内容について、異議・質問はないか。

学友会 再発防止策として、引き継ぎや情報共有を徹底したいとあったが、当局との交渉は緊張感を伴うものであり、担当者任せであると今回のような事態が起こる。できる限り複数人での交渉を心がけ、事務局全体や全学実に具に共有すべきである。以上を守れば今回のような事態は発生しにくくなるのではないか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。指摘の通りであると考えているので、大学との複数人での交渉や情報共有を徹底していきたい。

学友会 次回以降、全学実のレジュメに当局との交渉内容を書く項目があれば、全学実の参加者も安心できるように感じた。

A 大学から交渉をしたいという申し出があった段階でTwitterなどを活用して周知した上で全学実を開き、参加者を決めた上で交渉に臨むということか。

事務局 学友会の意見について。担当者に伝えた上で、適宜交渉内容を報告していきたい。意見については、意見を募った上で大学との交渉を行っていきたい。

A 再発防止を担保するのは、事務局員ということか。

事務局 その通りである。複数人での交渉、事務局内での情報共有・全学実での報告を徹底し

ていきたい。

委員長 この内容について承認する方は挙手。

(承認)

委員長 議事の(2)声明文についてに移る。

事務局 前回いただいた指摘に回答する。非常勤講師の振替に起因する日程問題が過去2回のみしか起こっていなかったのかという質問に対して大学側に確認したところ、従来は様々な方が我慢していたが、大きな問題にはなっていなかったとの回答が得られた。

委員長 引き続き、声明文について事務局に説明を求める。

事務局 別紙3を参照。声明文読み上げ。先程の内容を踏まえて、声明文を出すかどうか、内容を変更するかについて意見をいただきたい。

委員長 異議や質問はあるか。

学友会 WebやTwitterにアップロードすると思うが、大学当局側にはどのようにして伝えるのか。全学実から要求があったら話し合いに応じるという内容は声明文を大学当局が確認していないと意味がないため。

事務局 大学側にはその場で見せる・メールで送信するなどで伝える。先述の内容は特に強調して伝える。

学友会 問題ない。

B 仮にこの声明が採択された場合は、パンフレットに掲載する予定はあるのか。

事務局 この声明文は大学に向けたものであるため、パンフレットに掲載する予定はない。強い要望があれば検討する。

B 私は載せた方が良く考える。全学実としての取り組みの内容を公表するという目的でも、掲載すべきであると感じた。他の方の意見もいただきたい。

委員長 本件について意見はあるか。

A Bの意見には同意。このような問題を広く周知すべきである。大学側も学生側もこの問題に真剣に取り組まなければ同じような事態が起こる。これを懸念しているので、声明文も大学側の返答を要するものとして出すべきであると考え。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。パンフレットの紙面の都合もあるが、前向きに健闘していきたい。声明文についても、大学側の返答を求めるものとして伝えていきたい。

C 従来はこのような声明文はパンフレットに掲載していたと思うが、事務局はどのように考えているか。

事務局 事務局としては、昨年の開催形態の問題は61回の飲酒問題とは性質が異なり、特に大学に対するものであると考えため、パンフレットに載せる必要はないと考えてい、意見を受けて前向きに検討していきたい。

D 文面について。細かいことであるが、事実確認の2が分かりづらいように感じた。日程

変更の取り消し・撤回といったような語句に変えた方がいいように考える。

事務局 ご意見ありがとうございます。その通りであるので、変更したい。

E Cからあったパンフレットの件であるが、61回のパンフレットには載っていなかったように思う。大学に向けてであれば今年度の日程変更に関する問題は事務局のミスという部分もあるので、その状態で周知してしまうと良くないように感じる。事務局が全学実には伝えなかったという事実を欠けた状態はよろしくない。

B 周知する文に載せるものとしては、事実を段階を踏んで書いておくべきであると感じた。「～意思を表明する。」と書いてある部分についても、事務局について書くべきであると思う。

事務局 61回のパンフレットを確認したところ、確かに載っていなかった。事務局のミスという部分については、パンフレットに載せるのであればその文面において事務局について書いておくべきという点については、その通りであると考えます。

委員長 パンフレットについての議論は一区切りとしたい。声明文自体に関して意見はあるか。

委員長 現状を整理したい。声明文を大学側に提出すること・Dの指摘を修正したものを提出する、という点について異議のある方はいるか。その内容を訂正したものについて承認を取りたい。事務局は変更後のものを提示できるか。

E そもそも声明文を大学に出すということが分からない。事実を段階的に書くべきである。声明というよりも要求といった形になると思う。大学に出すものについては別途議論するべきであると考えます。

A 大学に要求すべきといったが、Eの意見に賛成である。今日すぐに、というわけではないと思うが、後日大学に出す要求として議論したい。

E 要求する文面としては、現在の声明文でも問題ないと思う。ただ、事務局側の非についても書いた方がいいと思う。声明を出すのであれば段階的な事実を載せたものにすべき。

委員長 今回については、大学に提出する文書に関して話していきたい。内容としては基本的にこれで問題ないが、要求書・要望書という形で策定・承認を進めていくことになると思う。事務局はそれらの内容について修正したものを提示できるか。

事務局 少し待ってほしい。要望書を作成したので画面共有する。変更点について説明。

委員長 この内容について異議はあるか。

E 文面に関して。事実確認の部分について。消極的に日程変更を承認した人もいるが、自分はどちらかというと消極的ではなかった。要望を出す上ではこのような文面にした方が都合がいいと思う。自分の案をチャットに掲載する。「・・・大学の意向を受け、全学実において検討した結果、従来第一希望としていたものとは異なった日程へと変更することを承認した・・・意向を受け、全学実において検討した結果、従来第一希

望としていたものとは異なった日程へと変更することを承認した・・・」こちらの案の方が事実としては正確であるように感じた。

委員長 事務局は何かあるか。

事務局 確かにその通りであると考えたので、Eの案のように変更したい。

E 「本来」の部分は削除した方が良いと感じた。

事務局 そのようにする。

F 現在意見を述べるのは文章に関してのみか、それ以外に対してでも良いか。

委員長 要望に関しての内容であれば何でも問題ない。

F 後で述べる。

委員長 以上のものを修正したものを事務局は提示できるか。

事務局 少し待ってほしい。訂正版を作成したので共有する。

E 2番目の「消極的」の部が修正されていない。

事務局 修正するので、少し待ってほしい。訂正したので共有する。

委員長 この要望書を提出することに承認する方は挙手。

(承認)

委員長 一旦休憩を取る。21:25から再開する。

(休憩)

委員長 再開する。大学に提出する要望書ではなく、パンフレット等で周知する声明文について取り扱いたい。何か意見のある方はいるか。

事務局 声明文の内容については、事務局内で内容を検討したのち次回以降の全学実で提案していきたい。

委員長 今回は声明文の内容については取り扱わないということに異議のある方はいるか。なければ次に移る。

F 日程関連のことで確認したいことがある。11月祭の日程が確定する仕組みについて確認したい。基本的に2年前の全学実で承認をとるということで問題ないか。

事務局 近年についてはその通りである。

F そうであると、65回の日程は今の時期に打診がないということは前年度の全学実で承認がとられたものから変更がないということで問題ないか。

事務局 今のところ打診は受けていない。

F 昨年の3月から4月にかけて確認があったということだが、その時期で十分協議を重ねてもアカデミックカレンダーが変更される可能性はあったのか。余裕のある交渉日程であったのか。

事務局 今回のレジュメの「別紙1の補足」の通り、本件を受けて大学側に確認を取ったところ、協議の結果アカデミックカレンダーが変更される可能性は極めて低いとのことであった。

- 委員長 他に何かある方はいるか。
- 委員長 特になければ次の議事に移る。(3)7月の企画登録会において京大生先行登録とすることの提案に移る。
- 事務局 レジュメの4番を参照。経緯を説明する。コロナウイルスの感染状況は先が見えない。早期から学外者を含めた企画登録を行うと多大な迷惑をかける可能性があるためである。前提として、従来の5企画種に加え、Web上でのショップ企画などを考えている。学外者の企画参加可否については秋に再度判断したい。京都府の方針によりイベント参加者の人数制限をかける可能性があるため、京大生を優先的に入構させるべきであると考えたためである。
- 事務局 このレジュメに関して、模擬店同好会より質問をいただいている。質問内容については画面共有をしたいと考えているが、模擬店同好会は、画面共有することに問題ないか。
- C 問題ない。
- 事務局 それでは、画面共有をする。
- 委員長 これらの質問について、事務局から返答はあるか。
- 事務局 1-(A)「『発覚の経緯』に記載されている日付は、2022年の日付か。複数年に渡る事案であるため、西暦年を明記した方が親切である」について。その通りである。口頭での説明時に補足させていただいた。
- 1-(B)「『11月祭が京大生による学園祭であることをふまえ』とあるが、その根拠は何か。『『学生らによる自主的・主体的11月祭』宣言』における「学生」を「京大生」として解釈した結果か」について。確かに11月祭の主役は京大だけではないと考えているが、京大で開催されること、企画出展者が京大生に限られていることから、とりわけ京大生の学園祭であると認識している。
- 1-(C)「(前略)京大生を優先したいと考えているためである」とあるが、どういう意味か。「学外者と京大生で区別している」理由として、なぜ「京大生を優先したいと考えている」ことが挙げられているのか」について。先述の通り京大生の優先度が高いと考えているためである。
- 1-(D)「『7月の企画登録会において、対面の一般企画に関して京大生先行登録とすること』が提案されているが、そもそも、企画登録会における企画申請では、京大生以外が企画責任者・企画参加者として登録されることは想定されていないはずである。ここでの「京大生先行登録」とは、ステージ企画における出演者情報の登録において、京大生のみ限定して登録を認めるということか。」について。例年は確かに企画責任者のみであったが、京都府のガイドラインに基づき参加者の連絡先等を把握する必要がある。企画構成員全員の登録を求める予定である。従って、対面で行う全募集区分について当てはまると考えている。

委員長 ここまでの内容について、意見や質問はあるか。

委員長 続いて、事務局は質問に回答してほしい。

事務局 1-E「質問1-Dに関連して、ステージ企画以外の企画種では、企画申請における手続き上の変更はないということか」について。先ほで回答した通り、例年企画責任者のみの登録であったが、今年度は企画構成員を含め登録が必要である。仮に重要な変更がある場合は全学実で承認をとる。細かな変更であれば、事務局から企画出展者へ連絡する。

事務局 1-F「京大生先行登録」案に関して、この案では、従来通りの企画申請の機会が存在して、京大生の「先行登録」ではなく、学外者の「申請制限」が提案されているのではないか。論点が不明瞭になっており、適切な検討が困難となっているように思われる。あるいは、どのような意図で「先行登録」と称しているのか。」について。Web展示企画やWebショップ企画といった企画であれば学外者も参加可能である。レジュメにも記載の通り突然参加できなくなり金銭的な意味で出展者が迷惑を被ることを防ぐためにこのような提案をしている。

事務局 1-G「京大生先行登録」案に関して、この案では、従来通りの企画申請の機会が存在して、京大生の「先行登録」ではなく、学外者の「申請制限」が提案されているのではないか。論点が不明瞭になっており、適切な検討が困難となっているように思われる。あるいは、どのような意図で「先行登録」と称しているのか。」について。指摘の通りであり、学外者が入構する企画を制限している。来場制限をかける可能性が非常に高く、入構人数を制限する場合、京大生を優先的に入構させるのが妥当であると考えたため、京大生の先行登録を行い、学外者の可否については秋に再度判断したいと考えている。

委員長 以上の内容について何か意見・質問はあるか。

委員長 質問状については以上とする。本提案について何か意見はあるか。

E 質問状とは関係なくなるが、こういった京大生が優先して登録できるという背景について聞きたい。11月祭当日において京大生のみ入構が認められるといった可能性を当局から伝えられているのか。現在のガイドライン的にも学外者は活動ができなかったように思う。

事務局 確かに、現時点のガイドラインではそうであると認識している。本提案は大学とは独立したものであり、先ほで申し上げた通り京大生を中心とした学祭であること、ガイドラインに基づいて11月祭期間中に構内に滞在できる人数を制限する可能性が非常に高いためである。

E 入構制限が起きた際に京大生を優先したいということが背景にあるということだと思うが他大学の学園祭でも自分の大学の学生を優先して出展を認めるといった事例は把握しているか。

- 事務局 現在のところ、そのような事例を把握してはいない。
- E 東京大学の五月祭を訪問したが、特に入構者として自分の大学を優先するといった事例はなかったと思うので、事務局の論理がよく分からない。入構制限をかける時に京大生がその枠分来るのかという問題もある。一般の人も当日入場できる想定なのか
- 事務局 少し待ってほしい。五月祭については、企画出展者と来場者の合計を減らす必要があったとのことであり、その上で企画出展者を減らす必要があったが、11月祭についても人数を制限する手段として京大生を優先した企画の出展者を考えているということである。来場者については、現在のところ京大生か学外者かで区別することは考えていない。
- E そもそも企画出展者の数が来場者に比してそれほど多いのか疑問である。出展者を京大生に制限する重要性は個人的に低いと考えている。当局のガイドラインとの整合性という観点からであれば議論の余地はあると思う。
- G 学外者と京大生の優先という点があるが、11月祭の意義として、学外との交流や文化発信といった意義があると考えている。内輪で盛り上がってしまうだけになることを懸念している。京大生が発表して地域住民が受け取るという一方的なものであり、反対方向のものもあるべきである。学外者の発表を制限するような形ではこのようなルールを設けるべきではないと考えている。論点が変わるかもしれないが、今回京大生かどうかを区別しているのは学籍であると思うが、大学当局がやろうと思えば剥奪できるものである。近年、学生に対する処分問題もある。大学にとって不都合な発表をした者を剥奪することで発表をさせないといったこともできる。学生の主体的な11月祭というものが阻害されかねない。大学当局が握っているものを判断基準にすべきでないと考えている。
- 委員長 これについて、何か意見はあるか。
- 事務局 少し待ってほしい。確かにその通りであり、11月祭の意義として文化発信というものもあり、学生と参加者は双方向であるべきと思う。しかしながら、入場者は例年よりもかなり制限せざるを得ないという前提がある。企画出展者の枠を増やすと来場者の枠が減ってしまい、この場合も11月祭の意義が失われてしまうと考えている。そのため、京大生を優先して入構させたいと考えている。
- E 企画出展者より来場者を優先しているかのような発言があったが、自分は逆であると考えている。11月祭の趣旨に反しているように思う。出展者が京大生に限られるべきかと言われると自分はそうでないと考えるが、どうか。
- 事務局 具体的な人数として、京都府のガイドラインでは5000人以下である。例えば企画出展者に2000人、来場者3000人とする。これは例年の来場者数に比べると企画出展者を優先したものであると考えている。
- E 先に出展者があった上で来場者の割り振りを考えるべきであると思う。個人的には賛

成できない。

事務局 出展者で5000人が埋まってしまう可能性がある。実際、東京大学五月祭は出展者だけで5000人を超えたそうである。

G 京都府のガイドラインの話が出ているが、提案されている文書の中では、来場者の制限について記述されておらず、そのような条件が据えられていないように感じる。規制があった前提でそのような制限を考えなければならない。決議もそのような前提の上でなされるべきであると考えている。

事務局 最初の提案のレジュメで来場者数について言及していなかったのはこちらのミスである。申し訳ない。先程の意見についてはその通りである。

E 東大では5000人を超えたということを受け、想定よりもかなり多かったように感じた。確かに、事務局の提案のように京大生先行にすることに一定の合理性はあると思った。7月時点で京大生に限って企画登録を行い、急に秋から学外者が参加する方が大変なのではないか。9月に可否を判断できるかも不明瞭であるし、急激に感染者が増加しさらに人数の制限がかかることの方が現実的であると思う。

事務局 少し待ってほしい。秋の段階で京都府のガイドラインが改定される可能性や、入構制限をかける必要が生じなくなる可能性はかなり低いと考えている。指摘のように後から制限するという形を取っても実務上問題はないが、制限された団体側への負担の方が多いと判断した。

G ガイドラインの改定の可能性の低さは事実だと思う。京大生から出る企画数、学外者から出る企画数は未知数であると思う。そのような不確定要素の多い段階で判断するのは難しい。制限の際の負担に関しては、事前に出展者に周知できていれば出展者側も諦めがつくと思う。制限による弊害の方が大きいように感じた。後から募集するよりも先に募集した方がいいと考える。

E 最初に制限をかけずに登録してもらった方が、9月に出席可能になった場合に学外者に登録してもらうよりも手間がかからないのではないかと。そもそも、学内定員は5000人なのか。京都府のガイドラインには、5000人または収容定員の50%のうちいずれが多い方とあるが、収容定員の50%という考えを取らないのか。

事務局 少し待ってほしい。収容定員について担当者に確認したところ、京大構内の定員数が測りづらい上、それを採用したとしても従来よりもかなり来場者数を制限する必要がある。実務的には、後から制限をかける形となっても問題ない。

G 実務的に問題ないのであれば、後から制限をかけた方がいいという声が多いので、そうした方がいいのではないかと。

事務局 そのような意見が多く出ているのであれば、そうしても良いとは思いますが。他団体は先に制限をかけた方がいいと予想し、事務局としては先に制限をかけた方がいいと提案した。

- G その場にいない人について想定する必要はないように感じた。
- E Gの意見には同意である。後から制限をかける方が簡単であるように思う。自分であれば、学外者が9月からとなった方がよくわからない。もし先に制限をかけるのであれば、出展者よりも来場者優先であるように感じられないように周知の仕方を考える必要がある。現在のガイドラインでは5000人が最大であるということか。他の大学では5000人以上で開催しているように見えるがでうなのか。現在事務局が考えている5000人という制限は秋になっても変わらないということか。
- 事務局 他の大学について。先程東大を例に挙げたが、5000人を超えたため一部の企画をオンラインに変更して来場者数を確保したとのことである。
- 委員長 現時点で何らかの意見がある方は発言してほしい。終了時間が近づいているため、意見表明のみとしたい。
- G 学籍で判断すべきではない。制限しなければならないということは理解しているが、学籍を理由に制限する必要があるのかと思う。例えば、普段から活動している団体を優先するという方法もあるとは思う。そのような別の判断基準というものもあると思う。
- 事務局 後から制限をかけた方が良いという意見が多くあったので、事務局としては7月の企画登録会において何らかの制限をかける可能性があるとした上で、学外者を含めた企画登録会を行うことを検討したいと思う。一旦この提案は取り下げたい。
- C 質問状から得られた回答を団体内で共有して事務局側に連絡する可能性がある。
- E 一旦取り下げることに賛成。違う基準で検討してみるのも有効とは思う。実務的には間に合うのか。次回の全学実を早めに開催するということか。
- 事務局 もう一度このような提案をする場合は早めに全学実を開催してもらおう。従来通り進める場合は、特に全学実側への告知なく進めようとするが、問題ないか。
- E 従来通り制限をかけないことを主張していたが、5000人が上限であればこだわることは理解できる。何らかの制限をかけるかどうか私たちも持ち帰って検討したいので、全学実を開いてほしい。
- 事務局 7月の企画登録会で通常通り募集するということであり、そこで応募のあった人数をもとに全学実で議論できればと考えている。
- E 実務的な準備が厳しいので全学実を開かないと解釈した。私の意見はメールで送らせてもらいたいと考えている。
- 委員長 最後に、学友会から提出された「全学実行委員会対面開催の提案」について議論する
- 学友会 事務局側に送ったレジュメがあるが、私から共有した方がいいか。
- 事務局 事務局側で共有するので、少し待ってほしい。
- 学友会 文書の通りである。開催場所をオンラインから学友会の教室貸し出し制度を利用し対面で行うことを提案する。5/27に教室貸し出しが再開された。必要に応じてオンライ

ンでの参加も可能にすることを付け加える。

委員長 これについて意見はあるか。

B 事前の資料配布や議事録共有についてはオンラインの状態を維持してほしいと考えている。

委員長 その他、何か意見はあるか。何もないければ、対面開催に関する承認を取る。

B 確認したいが、対面で全学実を開催することに問題はないのか。当局のガイドラインに沿ったものなのか。11月祭に関することであれば対面でできるという話があった気がするが、どうだったか。

学友会 当局から送られてきた条件として、全学公認団体であり、文学研究科公認団体であることであった。当局のマニュアルに反しない限り活動が認められている。この部分については、活動記録を提出しなければならない、上限20人であるなどの内容があるが、学友会の会議において、教室申請の際には希望日時と希望教室・団体名のみが必要であり、文学部が課外活動マニュアルを厳密に遵守しているわけではない。第3講義室の定員は200人であるため問題ないと考えている。全学実の構成員は厳密には京大の学籍を有していることを条件としていない。曖昧なところではあるが、若干であれば問題ないと考えている。

B 運動部とは状況が違うとわかった。この内容で問題ないと思う。

委員長 この提案を承認する方は挙手を。

(承認)

委員長 終了時刻を過ぎているため、議事録の承認をもって閉会としたい。

委員長 議事録について、異議・質問はあるか。挙手をもって承認とする。

(承認)

委員長 本日は、以上で閉会とする。